

【アメリカ】米国の南部国境の管理に関する政策

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2025 年 1 月 20 日、トランプ（Donald Trump）大統領は、米国南部の国境の管理に関する大統領令に署名し、不法入国の取締りを強化した。

1 トランプ大統領の南部国境の管理に関する政策

2025 年 1 月 20 日、「国境を封鎖し、移民の侵入を阻止する」という公約¹を掲げてきたトランプ大統領は、米国の南部国境の管理に関する大統領令²（後掲 2～4）に署名した。

2 米国の南部国境における国家緊急事態宣言（布告第 10886 号）

トランプ大統領は、布告第 10886 号「米国の南部国境における国家緊急事態宣言」³において、南部国境を経由した外国人の米国への不法入国を直ちに完全に阻止することを目的として、国家緊急事態法第 201 条及び第 301 条⁴に基づき、南部国境における国家緊急事態を宣言し、合衆国法典第 10 編第 12302 条⁵及び同編第 2808 条⁶が発動されるとした（柱書）。布告の主な内容は次のとおりである。

国防長官又は該当する軍事部門の長官は、準拠法に合致し、適切と判断される場合には、国土安全保障長官の米国の南部国境における活動を支援するために、国防長官が適切と判断する数の即応予備役及び州兵を含む軍隊を派遣しなければならない（第 1 条）。国防長官及び国土安全保障長官は、法律に準拠し、南部国境沿いに追加の物理的障壁を建設するためのあらゆる適切な措置を直ちに講じなければならない（第 2 条）。国防長官及び国土安全保障長官は、司法長官と協議の上、法律に準拠した適切な措置を全て講じ、米国の南部国境における外国人の無許可の物理的侵入の抑止及び拒否を優先しなければならない（第 4 条）。

3 侵略に対する州の保護を保障する（布告第 10888 号）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 3 月 11 日である。

¹ The Republican National Committee, “The 2024 Republican Platform: Make America Great Again!” p.6. The Republican National Committee website <https://prod-static.gop.com/media/RNC2024-Platform.pdf?_gl=1*1kvc123*_gcl_au*NDA4OTQ5NjYyLjE3MjA0ODYwMjY.&_ga=2.162336700.1246087175.1723789561-1870126677.1720486027>

² 大統領の命令は「大統領令」という言葉で総称されることが多いが、「行政命令（Executive Orders）」「大統領覚書（Presidential Memoranda）」「布告（Proclamations）」の 3 つの形式がある。梅川健「アメリカ大統領権限分析プロジェクト：トランプ大統領と「大統領令」：とくに行政命令について」2017.3.15. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=2036>>

³ Declaring a National Emergency at the Southern Border of the United States, Proclamation 10886 of January 20, 2025. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-29/pdf/2025-01948.pdf>>

⁴ National Emergencies Act. (50 U.S.C. 1601 et seq.) <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title50/chapter34&edition=prelim>> 第 201 条は大統領が国家緊急事態を宣言する権限を有することを規定し、第 301 条は緊急事態において権能を行使するためには法律の規定を特定する必要があると規定している。

⁵ 大統領が国家緊急事態を宣言した場合、関係長官が指定する当局は、即応予備役の構成員に対し現役任務に就くよう命令することができる。 <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title10-section12302&num=0&edition=prelim>>

⁶ 国家緊急事態法に基づき大統領が国家緊急事態を宣言し、軍隊の使用を必要とする場合、国防長官は、軍事施設の建設を実施することができ、また、軍事部門の各長官に対し軍事施設の建設を実施する権限を与えることができる。 <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-2010-title10-section2808&num=0&edition=2010>>

トランプ大統領は、布告第 10888 号「侵略に対する州の保護を保障する」⁷において、移民国籍法第 212 条 f 項及び第 215 条 a 項⁸の規定により、大統領が外国人の米国への入国を拒否する権限を持ち、その権限には必然的に、外国人の米国への物理的な入国を拒否し、移民制度の一部へのアクセスを制限する権利が含まれるとした（柱書）。その上で、南部国境における現在の状況は、合衆国憲法第 4 条第 4 節⁹に定める侵略に該当すると判断したとして、南部国境を越えて侵入する外国人による米国への入国は米国の利益を損なうものであると宣言し、大統領が南部国境における侵略行為が終息したとの見解を示すまで、かかる外国人の米国への入国を停止することを命じた（第 1 条）。また、米国の南部国境を越えて侵入する外国人に対しては、米国への滞在を許可する移民国籍法の規定の発動を制限することとした（第 2 条）。

なお、トランプ大統領は、この布告のほか、大量の移民流入に対処するために、行政命令第 14163 号「米国難民受入プログラムの再調整」¹⁰を発出した。同命令は、移民国籍法及び合衆国法典第 3 編第 301 条¹¹に基づくもので、米国難民受入プログラム（USRAP）¹²に基づく難民の入国も米国の利益を損なうものであると宣言した上で、移民国籍法第 212 条 f 項及び第 215 条 a 項の規定に基づき、米国への難民の更なる入国が米国の利益に沿うまで、USRAP に基づく入国を停止するよう命じた（第 3 条 a 項）。また、国土安全保障長官に対し、当該命令から 90 日以内に受入れ再開に関する報告書を大統領に提出し、大統領が USRAP の再開が米国の利益になると判断するまで、その後 90 日ごとに追加の報告書を提出することを命じた（第 4 条）。

4 国境の安全確保（行政命令第 14165 号）

トランプ大統領は、移民国籍法及び合衆国法典第 3 編第 301 条に基づき、行政命令第 14165 号「国境の安全確保」¹³を発出した。国土安全保障長官は、法律違反の容疑で逮捕された外国人を、米国からの強制退去が完了するまで法律で認められる最大限の範囲で拘禁するために、あらゆる適切な措置を講じなければならないと命じた（第 5 条）。同長官は、できる限り早期に米国の南部国境沿いの全ての地域で移民保護プロトコル¹⁴を再開しなければならない（第 6 条）。

⁷ Guaranteeing the States Protection Against Invasion, Proclamation 10888 of January 20, 2025. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-29/pdf/2025-01951.pdf>>

⁸ Immigration and Nationality Act. (INA, 8 U.S.C. 1101 et seq.) <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title8/chapter12&edition=prelim>> 第 212 条 f 項は、大統領は米国の利益を損なうと判断した場合は、大統領布告により、必要とみなされる期間、外国人又は外国人の集団の入国を停止し、又は適切な制限を課すことができると規定し、第 215 条 a 項は、外国人が 대통령이規定する合理的な規則、規制及び命令に従い、かつ、大統領が規定する制限及び例外に従う場合を除き、米国から出国し、及び出国しようとする、米国へ入国し、及び入国しようとするは違法とすると規定している。

⁹ 合衆国は、この連邦内の各州に共和政体を保障し、侵略に対し各州を保護する。初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集第 5 版』三省堂、2020、p.76.

¹⁰ Realigning the United States Refugee Admissions Program, Executive Order 14163 of January 20, 2025. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-30/pdf/2025-02011.pdf>> 2025 年 2 月 10 日、難民個人、米国市民及び支援団体は、当該行政命令が法に反するとして、差止め等を求めてワシントン州西部地区連邦地方裁判所に提訴した。同月 25 日、同地方裁判所は同命令の実施を差し止める仮処分命令を出した。同年 3 月 3 日、政府が第 9 巡回区控訴裁判所に控訴通知を提出した。一方、原告は、同月 6 日、訴状を修正した。Pacito v. Trump, 2:25-cv-00255, (W.D. Wash. 2025.2.10.)

¹¹ 大統領による職務委任の権限。 <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title3&edition=prelim>>

¹² U.S. Refugee Admissions Program. 国務省が国土安全保障省及び保健福祉省と協力して管理している。難民として受け入れられた個人は、米国政府が資金を提供する定住支援を受ける資格を与えられる。

¹³ Securing Our Borders, Executive Order 14165 of January 20, 2025. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-30/pdf/2025-02015.pdf>>

¹⁴ Migrant Protection Protocols. 国土安全保障長官は、移民国籍法第 235 条 b 項第 2 号(C)に基づいて付与された権限により、移民国籍法第 240 条に基づく退去手続が完了するまで、特定の申請者を入国元の隣接国に送還することができる。